

静岡市報

No. 11

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

規 則	
静岡科学館条例施行規則の制定	319
静岡市都市山村交流センター条例施行規則の制定	325

規 則

静岡市規則第1号

静岡科学館条例施行規則をここに制定する。

平成16年1月30日

静岡市長 小嶋善吉

静岡科学館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡科学館条例(平成15年静岡市条例第349号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の手續等)

第2条 科学館に入館しようとする者は、所定の入館料を納付して入館券の交付を受けなければならない。

2 条例第5条第2項第1号に規定する者は、前項の規定にかかわらず、入館の際、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示して入館券の交付を受けなければならない。

3 条例第5条第2項第2号又は第3号に規定する者は、第1項の規定にかかわらず、入館の際、その者が同条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当する者であること

を口頭その他の方法により申し出て入館券の交付を受けなければならない。

- 4 前 3 項の規定により入館券の交付を受けた者は、係員の要求があったときは、当該入館券を提示しなければならない。

(入館料の減額又は免除の手続)

第 3 条 条例第 5 条第 4 項の規定により、入館料の減額又は免除を受けようとする者は、入館料減額・免除承認申請書 (様式第 1 号) を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、入館料減額・免除通知書 (様式第 2 号) を交付する。

- 3 市長は、前 2 項に規定する手続により難しい事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(入館者の遵守事項)

第 4 条 科学館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食喫煙し、又は火気を使用しないこと。
(2) 科学資料、機器及び施設を汚損しないこと。
(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が科学館の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第 5 条 条例第 10 条の規定による申請は、静岡科学館指定管理者指定申請書 (様式第 3 号) に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡科学館事業計画書 (様式第 4 号)
(2) 収支予算書 (様式第 5 号)
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 3 月 20 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

静岡科学館入館料減額・免除承認申請書

年 月 日

静岡科学館条例第5条第4項の規定により、入館料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

静岡市長 様

申請者	住所	
	氏名	(団体名及び代表者氏名を記入) ?
申請内容	入館日	年 月 日(曜日)
	時間	午前 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 時 分 から 午後 時 分 まで
	人数	大人 人
減免理由		

以下は記入しないで下さい

入館料	(算出内訳)
() 円	大人()人 × ()円 = ()円
備考	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

静岡科学館入館料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

平成 年 月 日 付けで申請のあった静岡科学館入館料の減額・免除について次のとおり承認したので通知します。

減免内容	入館日	年 月 日 (曜日)
	入館人数	人
減免理由及び内訳人数		
入館料 (円)	内訳 @ () 円 × () 人	
備 考		

様式第 3 号 (第 5 条関係)

静岡科学館指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡市長 様

住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
申請者
名 称 氏名の名称及び代表者の氏名 ?
電 話

静岡科学館条例第 10 条の規定により静岡科学館指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

静岡科学館事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要 (事業の構成と年間計画表)

実施体制図

特記事項 (効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第 5 号（第 5 条関係）

掲載省略

静岡市規則第 2 号

静岡市都市山村交流センター条例施行規則をここに制定する。

平成 16 年 1 月 30 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市都市山村交流センター条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡市都市山村交流センター条例（平成 15 年静岡市条例第 350 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専用利用の許可の申請）

第 2 条 条例第 6 条の規定により静岡市藁科都市山村交流センター（以下「交流センター」という。）の施設（以下「施設」という。）の専用利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（引き続き 2 日以上利用しようとするときは、その最初の日をいう。以下「利用日」という。）の前 5 日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（専用利用許可書の交付）

第 3 条 指定管理者は、前条の規定による申請を許可したときは、静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

（専用利用の期間）

第 4 条 施設の専用利用できる期間は、連続した 3 日間を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（許可事項の変更）

第 5 条 施設の専用利用の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、条例第 6 条

後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、静岡市藁科都市山村交流センター変更許可申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡市藁科都市山村交流センター変更許可書（様式第 4 号）を申請した者に交付する。

（使用料の減額又は免除）

第 6 条 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、静岡市藁科都市山村交流センター使用料減額・免除承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用日の前 5 日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前 2 項の規定による申請を承認したときは、静岡市藁科都市山村交流センター使用料減額・免除通知書（様式第 6 号）を申請した者に交付する。

（専用利用許可の取消しの申出）

第 7 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める期限は、利用日の前 3 日とする。

2 専用利用者は、施設の専用利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可取消申出書（様式第 7 号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（入館者の遵守事項）

第 8 条 交流センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（ 1 ）施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

（ 2 ）所定の場所以外では、火気を使用しないこと。

（ 3 ）前 2 号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 9 条 条例第 17 条の規定による申請は、静岡市藁科都市山村交流センター指定管理者指定申請書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（ 1 ）静岡市藁科都市山村交流センター事業計画書（様式第 9 号）

（ 2 ）静岡市藁科都市山村交流センター事業計画に関する収支予算書（様式第 10 号）

（ 3 ）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

（ 4 ）役員名簿

（ 5 ）経営（事業）状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第10条 市長は、交流センターの指定管理者を指定したときは、指定管理者と交流センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) その他市長が必要があると認める事項

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

許可番号

静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可申請書(許可書控)

年 月 日

指定管理者

名 称
代表者氏名

様

団体(事業所)の名称

住 所
申 請 者 (所 在 地)
代 表 者 氏 名

?

静岡市都市山村交流センター条例第6条の規定により静岡市藁科都市山村交流センターの専用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用責任者	住 所			
	氏 名		電 話	
利用年月日	年 月 日			
利用場所	利用時間	利用予定人員	使 用 料	
	時 分から 時 分まで	人	円	
	時 分から 時 分まで			
	時 分から 時 分まで			
合 計				
利用目的及び利用内容				領 収 年 月 日
会場に表示する名称等				
備 考				

(注)

- 1 太線内を記入してください。
- 2 申請者は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第3条関係)

許可番号

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者氏名

?

静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡市藁科都市山村交流センターを専用して利用
することについて、次のとおり許可します。

利用責任者	住 所			
	氏 名		電 話	
利用年月日	年 月 日			
利用場所	利用時間	利用予定人員	使 用 料	
	時 分から 時 分まで	人	円	
	時 分から 時 分まで			
	時 分から 時 分まで			
合 計				
利用目的及 び利用内容				
会場に表示 する名称等				
備 考				

様式第 3 号(第 5 条関係)

許可番号

静岡市藁科都市山村交流センター変更許可申請書(許可書控)

年 月 日

指定管理者

名 称

様

代表者氏名

団体(事業所)の名

称

申 請 者

住 所

(所 在 地)

代 表 者 氏 名

静岡市都市山村交流センター条例第 6 条後段の規定により静岡市藁科都市山村交流センターの専用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

既に受けた許可番号		既に受けた許可年月日	年	月	日	
利用年月日	年 月 日					
	変 更 前		変 更 後			
利用責任者住所						
利用責任者氏名						
利用責任者電話						
利 用 場 所	場 所	時 間	予定人員	場 所	時 間	予 定 人 員
利用目的及び利用内容						
会場に表示する名称等						
使 用 料	円 (A)		円 (B)			
使用料差額の納付額	(B) - (A) =				円	
(注) 1 太線の内に変更したい箇所について記入して下さい。 2 申請者欄は、申請者が署名し、又は記名押印して下さい。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印して下さい。						

様式第 4 号(第 5 条関係)

許可番号

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者氏名

?

静岡市藁科山村交流センター変更許可書

年 月 日付で、許可申請のあった静岡市藁科都市山村交流センターの専用許可事項の変更については、次のとおり許可します。

既に受けた許可番号		既に受けた許可年月日	年 月 日
利用年月日	年 月 日		
	変 更 前		変 更 後
利用責任者住所			
利用責任者氏名			
利用責任者電話			
利 用 場 所	場 所	時 間	予 定 人 員
利用目的及び利用内容			
会場に表示する名称等			
使 用 料	円 (A)		円 (B)
使用料差額の納付額	(B) - (A) =		円

様式第 5 号(第 6 条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

静 岡 市 長 様

申請者 団体(事業所)の
名 称
住 所
(所在地)
代 表 者 氏 名

静岡市都市山村交流センター条例第 9 条の規定により静岡市藁科都市山村交流センター使用料の減額・免除を受けたいので次のとおり申請します。

利用年月日	年 月 日	利用許可年月日	年 月 日
		許 可 番 号	第 号
利用場所	利用時間	利用予定人員	使用料
	時 分から 時 分まで	人	円
	時 分から 時 分まで		
	時 分から 時 分まで		
規 定 使 用 料 合 計 額			
減額 免除	を受けようとする理由及びその金額		
減 免 額		領 収 額	受 付 印
免除	減額 円	円	
通知年月日	年 月 日		
通知番号	第 号		
備 考			

(注)

- 1 太線内を記入してください。
- 2 申請者欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第 6 号(第 6 条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター使用料減額・免除通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付け申請のあった静岡市藁科都市山村交流センター使用料の
減額
免除
については、次のとおり決定したので通知します。

規定使用料合計額	減 免 額	徴 収 額
円	免 除	円
	減額 円	

減額
の条件
免除

備 考

様式第7号(第7条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可取消申出書

年 月 日

静岡市長様

団体(事業所)

の名称

申請者住所

(所在地)

代表者氏名

静岡市都市山村交流センター条例第10条第1項第2号の規定により静岡市藁科都市山村交流センターの専用利用許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

利用年月日	年 月 日	利用許可年月日	年 月 日
		許可番号	第 号
利用場所	利用時間	利用予定人員	使用料
	時 分から 時 分まで	人	円
	時 分から 時 分まで		
	時 分から 時 分まで		
規定使用料合計額			

利用取消しの申出理由

受付印

使用料の還付

備考 この申出書は、静岡市藁科都市山村交流センター専用利用許可書を添付の上、提出してください。

(注)

- 1 太線内を記入してください。
- 2 申請者欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第8号(第9条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡市長様

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者

名称 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名?)

電話

静岡市藁科都市山村交流センター指定管理者の指定を受けたいので、静岡市都市山村交流センター条例第17条及び静岡市藁科都市山村交流センター条例施行規則第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 太線内を記入してください。
- 2 申請者欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第 9 号 (第 9 条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要 (事業の構成と年間計画表)

実施体制図

特記事項 (効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第10号(第9条関係)

静岡市藁科都市山村交流センター事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
科目	内 容・数 量	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	

支 出			千円
科目	内 容・数 量	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	